

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 14日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市大正区船町1丁目3番27号	
氏名 三菱瓦斯化学株式会社 浪速製造所	
所長 奥田 利明	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6551-3371	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱瓦斯化学株式会社 浪速製造所
事業場の所在地	大阪市大正区船町1丁目3番27号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：62億6千3百万円
③従業員数	40名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排 出 量	1116 t	5785 t
	(これまでに実施した取組) ・原材料と製造工程等の効率化推進。 ・原材料回収により減量化を推進。 ・自社廃液焼却炉による処分。 ・原単位改善に向けた取り組みを推進。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	排 出 量	1200 t	6300 t
	(今後実施する予定の取組) ・生産計画により排出量は増加することが見込まれるが引き続き適正管理を行う。 ・製造工程における排出量減量化手法の調査、研究の継続。 ・自社廃液焼却炉による処分の継続。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類ごとにタンク、配管が独立した状態で保管管理。 ・保管施設(保管場所)にて、廃棄物の種類ごとに保管管理。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持。		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

強アルカリ			
5036 t	t	t	t

②計画

強アルカリ			
5500 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・実績無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・特に予定無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	1115 t	5785 t
	（これまでに実施した取組） ・自社廃液焼却炉での完全焼却処分。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	1199 t	6300 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持。		

自ら行う 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

強アルカリ			
－ t	t	t	t

②計画

強アルカリ			
－ t	t	t	t

自ら行う 特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

強アルカリ			
－ t	t	t	t
5036 t	t	t	t

②計画

強アルカリ			
－ t	t	t	t
5499 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・特に予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全 処 理 委 託 量	1 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り、自社廃液焼却炉での焼却処分 ・社内外情報をもとに処理委託業者を選定し、処分状況の現地確認を行っている		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

強アルカリ			
－t	t	t	

②計画

強アルカリ			
－t	t	t	

①現状

強アルカリ			
0t	t	t	
－t	t	t	
－t	t	t	
－t	t	t	
－t	t	t	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸
	全 処 理 委 託 量	1 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	・電子マニフェスト利用継続 ・処理委託業者に対しては、引き続き処分状況の現地確認を行う ・処理委託業者に対して供給者管理による評価を行い、適正管理を強化する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	11938	t
	(今後実施する予定の取組等) ・特別管理産業廃棄物の処理にあたってはすでに電子マニフェストを利用しており、今後も電子マニフェストの利用を継続する		
※事務処理欄			

②計画

強アルカリ			
1 t	t	t	t
－ t	t	t	t
－ t	t	t	t
－ t	t	t	t
－ t	t	t	t

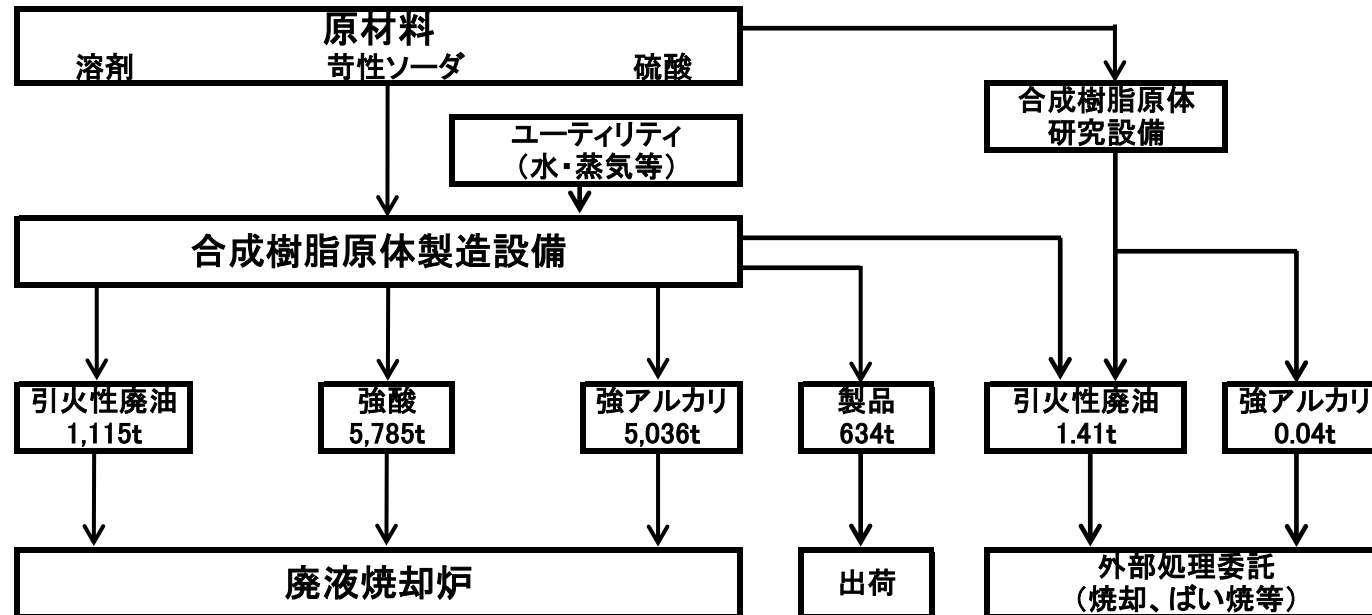
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

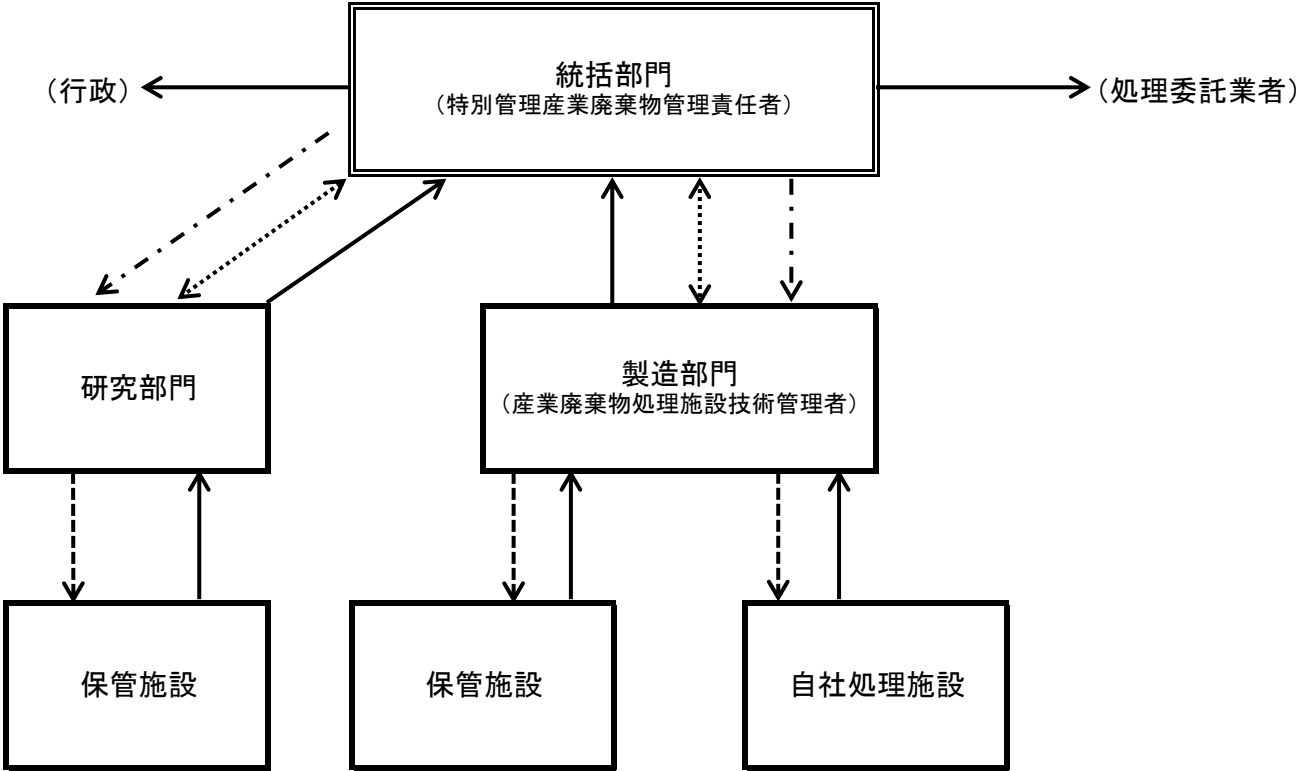
「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

処理工程



添付資料 管理体制図および各部門の役割

[管理体制図]



- 報 告
- ◀·····→ 相互連絡
- - - - -→ 管 理
- · - · - · 指 示

[各部門の役割]

部 門	役 割
統括部門 (特別管理産業廃棄物管理責任者)	・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理委託業者との委託契約、委託量、電子マニフェスト等の管理 ・廃棄物の資源化、減量化及び適正管理について検討し、産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定委託に関する調整、実施 ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理
製造部門 (産業廃棄物処理施設技術管理者)	・製造工程の運転維持管理、点検、整備等 ・産業廃棄物処理技術の調査、検討 ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・保管施設の維持管理点検等 ・自社処理施設の運転維持管理、点検、整備等 ・産業廃棄物減量化手法の調査、検討
研究部門	・製造工程の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査、研究 ・保管施設での保管量の把握、記録等の作成 ・保管施設の維持管理点検等